

羽咋郡市広域圏事務組合新ごみ焼却施設整備運営事業入札説明書等に対する質問への回答（第2回）

2 要求水準書に対する質問

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回 答 |
|-----|----|-------|-----|-----|-------------|--|---|
| 1 | 5 | 第 I 編 | 第1章 | 1 | (8) 立地条件 | ⑤オ. 「現調整池の余力を利用することは可とする」とあります。現状の調整池の計算書をいただけないでしょうか。 | 第2回質問回答書_添付資料1を参照してください。 |
| 2 | 5 | 第 I 編 | 第1章 | 1 | (8) 立地条件 | ⑤オ. 「現調整池の余力を利用することは可とする」とありますので余力の量をご教示願います。 | 現調整池の実容積は4,208m ³ です。 当時の雨水排水計算書によると、必要容積は3,821m ³ （洪水調整容量3,089m ³ +堆砂量732m ³ ）であることから、387m ³ が余力となります。 |
| 3 | 21 | 第 I 編 | 第1章 | 7 | (1) 契約不適合責任 | 防水等について、要求水準書では、②イ.（ウ）塗膜防水5年保証、（オ）躯体防水5年保証、（カ）仕上塗材吹き付け5年保証とあります。 建設工事請負契約書（案）P21の第44条2項には、塗膜防水、仕上塗材吹き付け若しくは躯体防水の契約不適合責任 10年とすると書かれています。 この2つ記述についてどのように解釈したら良いかご教示願います。 同様に、契約不適合責任について要求水準書では、建築工事関係の契約不適合責任期間は原則として引渡後3年間となっていますが、建設工事請負契約書（案）P21の第44条2項では、設計の契約不適合責任に関して10年、プラント工事に関して3年、それら以外に対して 2年となっています。この2つ記述についてどのように解釈したら良いかご教示願います。 | 要求水準書の記述（塗膜防水5年保証、躯体防水5年保証、仕上塗材吹き付け5年保証、建築工事関係の契約不適合責任期間は原則として引渡後3年間）のとおりとします。 以上の内容は契約時、建設工事請負契約書（案）を建設工事請負契約書にする際に反映するものとします。 |
| 4 | 38 | 第 I 編 | 第2章 | 2 | (1) 計量機 | 既設の計量機のメーカー名、図面、電気関係の資料等をご教示いただけないでしょうか。 | 第2回質問回答書_添付資料2を参照してください。 |
| 5 | 41 | 第 I 編 | 第2章 | 2 | (4) ダンプボックス | (エ) C. 「積載面は掘り込み式（プラットフォームレベル以下）とし、詰まり、かみ込みが発生しないこと。」とありますが、搬入ごみの手下ろし等が安全にでき、不適物のチェックとピットへの投入が容易にできる配置及び構造であれば、掘り込み式以外の方法を提案してもよろしいでしょうか。 | 要求水準書に示す仕様と同等以上の提案は認めます。 ただし、最終決定は実施設計協議によるものとします。 |
| 6 | 92 | 第 I 編 | 第2章 | 11 | (6) 非常用発電機 | ②(エ) 非常用負荷内訳にて「ガ」減温用送風機」とありますが、ここ以外には記載がありません。どの機器を指すものでしょうかお教示願います。 | 非常用発電機は停電時において、焼却プラントを安全に停止することと、ごみの計量からピット投入までを支障なく行うことを目的に設置する設備です。この目的に応じた非常用負荷内訳を提案していただければ結構です。 |

羽咋郡市広域圏事務組合新ごみ焼却施設整備運営事業入札説明書等に対する質問への回答（第2回）

2 要求水準書に対する質問

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回 答 |
|-----|-----|-----|-----|------|-------------------------|--|--|
| 7 | 116 | 第Ⅰ編 | 第3章 | 1 | (1)計画概要 | ③イ. Wi-Fi環境とありますが、通信速度などの程度の仕様を想定しているかご教示願います。 | ノートパソコン等10台程度が支障なく通信して事務作業（Web会議や電子メール送受信含む）できることを想定しています。 |
| 8 | 122 | 第Ⅰ編 | 第3章 | 2 | (2)構造計画 | ③オ. 「躯体（SRC、RC、S）に関する比較表（工期、経済性、耐用年数等）を作成し、事前に本組合の承認を受けること。」とありますが、事前とはいつの時点を指すのかご教示願います。 | 実施設計協議時（建築確認申請前）を指します。 |
| 9 | 128 | 第Ⅰ編 | 第3章 | 3 | (3)土木工事及び外構工事仕様 | ⑤イ. 「枯木は保証の対象とする。（保証期間は1年とする。）」とありますが、枯木の原因が融雪剤、寒害、凍害、霜害、塩害など受注者の責に期さない場合は保証対象外としてよろしいでしょうか。 | 枯れの原因として保証対象外して認めるのは「公園緑地工事共通仕様書（国土交通省）」のとおり、暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地滑り、落雷・火災・騒乱・暴動により、流失・折損・倒木した場合とします。質問にある原因は、建設場所の風土（気候・地形・地質等）や植栽時期等を考慮した植栽計画と保全計画により、ある程度回避できると考えます。 |
| 10 | 137 | 第Ⅱ編 | 第1章 | 4 | (7) 運営時のユーティリティ | 「運営事業者は、新ごみ処理施設、管理棟（計量棟含む）、浄化槽及び受水槽並びに給水ポンプ棟に必要な用役を調達、負担すること。」とありますが、現管理棟の上水使用量についてご教示いただけますでしょうか。 | 第2回質問回答書_添付資料3を参照してください。 |
| 11 | 156 | 第Ⅱ編 | 第7章 | 5 | (4) | 同一敷地内の管理対象外施設からの火災警報発報時には、運営事業者は協力して初期消火作業及び消防署への連絡を行うこととありますが、管理対象外からの火災警報はどのような方法でごみ焼却施設の事務室と中央制御室にいただけますでしょうか。またその所掌は組合様でよろしいでしょうか。 | 同一敷地内の管理対象外施設からの火災警報発報に必要な通信工事等については、法令等で義務付けられるものは本建設工事に含むものとします。また、拡声放送設備は要求水準書の132～133頁の④エ. に示すとおり、関係（消防等）法令に準拠し、現施設も対象範囲とします。 |
| 12 | | | | 添付資料 | (5)現管理棟と現資源化施設の受電に関する資料 | ご提示いただいている電気使用量について、昨今の電力需要を詳細に把握するため令和4年度までの電気使用量をご教示いただけますでしょうか。 | 第2回質問回答書_添付資料4を参照してください。 |
| 13 | | | | | | 要求水準書のWordデータを頂くことは可能でしょうか。 | 要求水準書のWordデータは参加資格を有すると認められた参加希望者の代表企業に提供します。 |